今月の窓

新たなサステナビリティの潮流

弊研究所では、昨年４月に社内横断的なサステナビリティに係る調査を行うチームを立ち上げ、サステナブル（持続可能）な社会に向けて、金融・農業の在り方について内外の動向を調査するほか、様々な方々と対話を行ってきた。本号においては、その成果の一部として、気候変動対応における農業の役割と農業金融に係る論点整理と自然資本・生物多様性を巡るビジネスセクターの取組みの２つのテーマについてまとめた。いずれも、サステナビリティの新たな潮流と言えるものである。

１つ目の農業セクターのサステナビリティの動きは、ロシアによるウクライナ侵攻を踏まえて新たな展開を迎えつつある。農業分野においては、穀物価格の上昇や肥料価格の上昇など、ウクライナ危機が農業を取り巻く環境を大きく変化させている。こうした環境変化は、昨年11月の国連気候変動枠組条約第27回締約国会合（COP27）にも影響を与え、フードセキュリティと農業セクターの脱炭素化・強靭化の両立等の議論が活発化してきている。

髙山論文は、こうした気候変動対応におけるテーマの変遷を踏まえ、文献をレビューし、気候変動対策における農業の位置づけ、排出削減に向けた課題等を整理の上、農業金融に関する論点整理を行っている。それによれば、気候変動の緩和策を実践する経営体の収益性が慣行農業に比べて高くなっており、金融機関の目線にあるリターンが期待できることになっているとの実証結果を紹介している。その上で、農業分野の脱炭素化を難しくしている要因として資金不足があり、農業金融の果たす役割について論じている。なかでも農業の脱炭素化とフードセキュリティを両立させる考え方として、気候変動対応農業（climate smart agriculture、CSA）というものがあり、金融はその普及の一翼を担うことが期待されるとしている。日本の農業金融にも参考となる報告である。

２つ目の潮流は、自然資本・生物多様性に関する議論の高まりである。ビジネスにおける自然とのかかわり、依存とインパクトなどの開示の議論が進む中、昨年12月にモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、多くの企業が関連会合に参加し、様々な意見交換がなされている。また、愛知目標の後継である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」においても、ビジネスにおける生物多様性に係るリスク、依存および影響をモニタリングし、開示することを奨励する目標が採択されている。

藤田・梶間論文は、こうしたビジネスにおける問題意識を踏まえて、COP15での議論や自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の動向について取りまとめた。また、企業・金融機関における先行事例を整理しつつ、課題等の整理も行った。企業と自然との関係についての議論はまだ始まったばかりだが、本テーマについて理解を進めるうえで有益な報告となれば幸いである。

本号においては、農林中央金庫のサステナビリティ・アドバイザリーボードのメンバーに就任いただいている株式会社日本総合研究所の足達常務理事にもご寄稿いただいた。

弊研究所では、引き続きサステナビリティ関連の調査を進めていきたい。皆様からのご意見を賜れれば幸いである。

（（株）農林中金総合研究所 理事研究員　髙島　浩・たかしま ひろし**）**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/